

道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca(道銀 VISA)規定

北海道銀行・道銀カード・JR 北海道

1 【本規定の目的】

本規定は、株式会社北海道銀行(以下「当行」といいます。)、道銀カード株式会社(以下「当社」といいます。)および北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR 北海道」といいます)の発行する道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca(道銀 VISA)(以下「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca」といいます。)の発行条件、機能および使用方法等について定めるものとします。

2 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca】

- (1)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca は、当行の普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。)のキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード規定」および「デビットカード取引規定」等により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。)と、当社のクレジットカードとしての機能(「道銀 VISA カード会員規約」(以下「会員規約」といいます。)により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。)および JR 北海道の「Kitaca に関する特約(道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca)」に定められた JR 北海道所定の乗車券(以下「IC カード乗車券」といいます。)で提供する機能(以下「Kitaca 機能」といいます。)を一本化し、各機能を 1 枚で提供するカードのことをいうものとします。なお、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の表面には、「道銀キャッシュ・クレジットカード」と表示するほか、氏名(ローマ字表示)、クレジットカード機能の会員番号・有効期限およびキャッシュカード機能の普通預金口座番号等が表示されるものとします。
- (2)「普通預金規定」、「総合口座規定」、「キャッシュカード規定」、「IC キャッシュカード特約」、「デビットカード取引規定」、「Kitaca に関する特約(道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca)」、会員規約および本規定等を承認のうえ、当行、当社および JR 北海道(以下総称して「各社」といいます。)に道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の利用を申し込み、各社が認めた者(以下「利用者」といいます。)に対し、各社は、「キャッシュカード規定」により発行されるキャッシュカード(以下「キャッシュカード(普通預金)」といいます。)および会員規約により発行されるクレジットカード(以下「道銀 VISA カード」といいます。)に代えて、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を発行し貸与するものとします。
- (3)クレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」といいます。)は、当該道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の普通預金口座とするものとします。

3 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の所有権】

- (1)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の所有権は各社に帰属するものとし、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca は利用者に貸与されるものとします。また、各社またはそのいずれかから道銀

キャッシュ・クレジットカード Kitaca の返却の請求があった場合、利用者はその請求に従って、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を返却するものとします。

(2)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を貸与された利用者は、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。

(3)利用者は善良なる管理者の注意をもって道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の使用・保管・管理を行うものとします。また、利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca について、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

4 【既存の道銀 VISA カードの取扱い】

(1)前記 2(2)に基づいて道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca が発行された場合において、利用者が道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca に一体化された道銀 VISA カードと同一種別の道銀 VISA カード(以下「旧同種道銀 VISA カード」といいます。)を既に貸与されている場合には、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca 発行日以降の当社所定の日に旧同種道銀 VISA カードは無効となるものとします。

(2)前記 2(2)に基づいて道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca が発行された場合において、利用者の旧同種道銀 VISA カードに付帯する家族カードおよびリボカードを既に貸与されている場合には、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca 発行日以降の当社所定の日に旧同種道銀 VISA カードに付帯する家族カードおよびリボカードは無効となるものとします。

(3)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の貸与を受けたときは旧同種道銀 VISA カードおよび旧同種道銀 VISA カードに付帯していた家族カードおよびリボカードをそれぞれ適正に廃棄するものとします。

5 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の発行】

(1)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の発行は、各社、あるいは各社が指定する第三者に委託して行うものとします。

(2)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca は、会員規約に定める本会員に発行され、家族会員の申込はできないものとします。

(3)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の申込ができるのは、個人の方のみとします。また、申込に先立ち、各社から届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことを了承した方に限るものとします。

(4)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の申込にあたり、入会申込書等のご提出書類は返却しないものとします。

(5)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca が、万が一ご不在などの理由により不送達、返却された場合には、当行または当社で所定の期間保有し、所定の期間を経過した場合、当行または当社は、当該カードを適正に破棄するものとします。なお、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の再発行にあたっては後記 13 に従って届出るものとします。

6 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の取扱い】

- (1)利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器(以下「自動機」といいます。)において道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を利用する場合は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca 表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能と、クレジットカード機能を使い分けするものとします。
- (2)利用者が、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca のデビットカードとしての機能(「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。)、クレジットカード機能および Kitaca 機能の全機能またはそのいずれか 2 種類の機能を使用できる加盟店において道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を利用する場合には、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。
- (3)前記(1)および(2)において、利用者が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、利用者が負担するものとし、また、利用者は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

7 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の有効期限】

- (1)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の有効期限は、各社の所定の日とします。
- (2)各社は、カード有効期限までに退会の申し出がなく、かつ、各社が引き続き利用を認めた場合、有効期限を更新した新たな道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca(以下「更新カード」といいます。)を発行し貸与するものとします。
- (3)更新前の道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca のキャッシュカード機能は、利用者が更新カードのキャッシュカード機能を利用した以後、失効するものとします。
- (4)利用者は、更新カードの貸与を受けたときは、必要な手続きを経た後、速やかに更新前の道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を適正に廃棄するものとします。

8 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の喪失等】

- (1)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca が紛失・盗難・詐取・横領等(以下併せて「喪失等」といいます。)にあった場合には、直ちにその旨を各社に通知し、最寄の警察署に届出を行うものとします。
- (2)喪失等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能を停止するものとします。また、喪失等の通知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停止するものとします。また、喪失等の通知を JR 北海道が受けた場合には、Kitaca 機能を停止するものとします。
- (3)前記(2)にかかわらず、当行および当社のいずれかに喪失等の通知があった場合、任意に当行がキャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。
- (4)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca が喪失等にあった場合には、前記(1)の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
- (5)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の喪失等により生じた損害の処理については、利用者と当

行との間では「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」等を、利用者と当社との間では会員規約を、利用者と JR 北海道との間では「Kitaca に関する特約(道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca)」をそれぞれ適用することとします。

9 【届出事項の変更】

- (1)利用者は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いつさいの届出事項について変更があった場合またはキャッシュカード(普通預金)の暗証番号もしくは決済口座を変更する場合には、遅滞なく当行に所定の方法により届出を行うものとします。利用者が届け出た変更事項(キャッシュカード(普通預金)の暗証番号の変更を除く。)は、当行から当社へ連絡し、これをもって会員規約に定める届出があったものとします。
- (2)クレジットカード機能の暗証番号を変更する場合は、利用者は遅滞なく当社に所定の書面により届出を行うものとします。
- (3)前記(1)のうち氏名に変更があった場合、決済口座を変更する場合、または前記(2)の場合には、利用者は当該道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を併せて当行に提出するものとします。なお、これにより新たに道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca が交付されるまでの間、利用者が道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。

10 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の機能分離等】

- (1)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca について次のことを行う場合には、当行および当社に所定の方法により申込または届出を行うものとします。利用者が届出した内容の全部または一部については、当行および当社に送付し、これをもって会員規約に定める申込または届出があったものとします。なお、この場合、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を分離するか、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の機能の一部または全部が利用できなくなります。また、下記①から⑤の場合、Kitaca の機能が利用できなくなります。また、当行および当社所定の本人確認完了をもって正当な利用者からの届出とみなします。
 - ①道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca のキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離したうえで Kitaca 機能の利用を取りやめ、キャッシュカード(普通預金)と道銀 VISA カードの発行を希望する場合
 - ②道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca のキャッシュカード機能および Kitaca 機能の利用を取りやめ、道銀 VISA カードの発行を希望する場合
 - ③道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の Kitaca 機能の利用を取りやめ、道銀キャッシュ・クレジットカードの発行を希望する場合
 - ④道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca のクレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカード(普通預金)の発行を希望する場合
 - ⑤道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca のキャッシュカード機能、クレジットカード機能の利用を取りやめる場合
 - ⑥決済口座を解約する場合

- (2)前記(1)の場合、Kitaca 機能を利用できなくなり、加えて新たにキャッシュカード(普通預金)または道銀 VISA カードまたは道銀キャッシュ・クレジットカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。
- (3)前記(1)の①、①については、利用者の申出に基づき当行がキャッシュカード(普通預金)を発行するものとします。また、新たに発行されたキャッシュカードを受領したときには、正当な利用者の責任において道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca につき、磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとし、指定の方法による破棄をしなかったことにより生じた不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- (4)前記(1)の①、②については、当社が審査のうえ承認した場合に道銀 VISA カードを発行するものとします。
- (5)前記(1)の③については、当社が審査のうえ承認した場合に道銀キャッシュ・クレジットカードを発行するものとします。
- (6)前記(1)の⑥については、利用者が当社所定の方法により道銀 VISA カードの発行申込をし、当社が審査のうえ承認した場合に道銀 VISA カードを発行するものとします。

11 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の退会】

利用者は、退会にあたっては、当行に所定の方法にて届出をすることとします。利用者から届出があった場合、当行は利用者の退会の事実を当社へ連絡するものとします。

12 【クレジットカード機能の一時停止等】

- (1)利用者が本規定、会員規約または「Kitaca に関する特約(道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca)」に違反しもしくは違反するおそれがある場合には、当社は利用者に事前に通知・催告等を行うことなく、クレジットカード機能を一時停止することができるものとします。
- (2)当社が前記(1)によりクレジットカード機能の一時停止を行った場合および会員規約に定める会員資格の取消を行った場合(以下併せて「一時停止等の場合」といいます。)には、同時にキャッシュカード機能および Kitaca 機能を停止できるものとし、当行はキャッシュカード(普通預金)を発行し貸与するものとします。
- (3)一時停止等の場合に、当行から新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者がキャッシュカード機能、クレジットカード機能および Kitaca 機能等ならびにその他利用停止等に伴って利用者に生じる不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。
- (4)一時停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等を行うことなく、当行および当社の自動機や当社の加盟店等を通じて、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を回収することができるものとします。利用者は、当行または当社からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

13 【再発行手数料等】

- (1)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の紛失・盗難、破損・汚損および氏名変更等を理由に道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の再発行を申し込む場合には、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって会員規約に定める届出があったものとします。
- (2)各社が、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の再発行または前記 10 に定める機能分離等に応じるときは、各社所定の手続きをした後に道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca、当行所定のカード、道銀 VISA カードのうちいずれか一つを再発行または発行します。
- (3)前記(2)に定めるカードが再発行または発行される場合には、利用者は、当行および当社所定の手数料を支払うものとします。

14 【情報の管理および同意】

- (1)利用者は、当行および当社がその相手方に対して、または当行もしくは当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の発行、交付、その他道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、道銀 VISA カード会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。
- (2)利用者は、当行と当社との間において、以下の目的・範囲内で、利用者に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

①目的

道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の発行・交付、ならびに当行および当社が利用者の管理を行うため

②情報の範囲

入会申込書等に記載された利用者の属性情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先など)およびその変更内容、決済口座番号、クレジットカード会員番号、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca についての利用者に関する情報(当社の審査結果・会員資格の取消の事実等)、利用者と当行および当社との取引内容

- (3)当行、当社および情報処理・事務処理を委託する第三者は、提供を受けた利用者の情報を、厳正に管理するものとします。

15 【目的範囲内の情報提供および同意】

- (1)利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当社が当行に提供することにあらかじめ同意するものとします。

①目的

A 当行が、利用者へ預金・投資信託・ローン等の当行が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・メールその他の方法によって案内を行うため

B 当行が、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

②情報の範囲

当社が保有する利用者の取引内容に関する情報(前記 14 の内容に加えて、道銀キャッシュ・クレジ

ットカード Kitaca の利用状況・ローン残高等を含むものとします。)

(2)利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当行が当社に提供することにあらかじめ同意するものとします。

①目的

- A 当社が、利用者へクレジットカード・ローン等の当社が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・メールその他の方法によって案内を行うため
- B 当社が、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

②情報の範囲

当行が保有する利用者の取引内容に関する情報(前記 14 の内容に加えて、預金・投資信託・住宅ローン等の内訳およびその残高、各種サービスの契約状況等を含むものとします。)

(3)利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、各社が保護措置を講じたうえで相互に提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

①目的

- A 道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の発行、利用者の管理、サービスの提供を行うため
- B 各社の商品・サービス等の研究・開発を行うため
- C 各社の商品・サービス等に関する各種ご提案・ご案内をするため
- D 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため
- E 利用者への取引上必要な連絡および取引内容の確認、その他、利用者とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

②情報の範囲

I 上記 ABCD を利用目的とする場合当行および当社から JR 北海道に提供される情報「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca 入会申込書」に記載されたカナ氏名、性別、生年月日、および紛失情報等。

II 上記 E を利用目的とする場合

- a 当行および当社から JR 北海道に提供される情報前記 I の各項目
- b JR 北海道から当行および当社に提供される情報 Kitaca 機能の使用に関する情報

(4)各社は前記(1)(2)および(3)により提供を受けた利用者の情報を厳正に管理するものとし、各社のみが利用するものとします。

(5)利用者が本条項に定める情報交換・利用に同意するときは、当社所定の書面により届出を行うものとします。この場合本条項を適用するものとします。

16 【既存のキャッシュカード(普通預金)の取扱い・クレジットカード機能の提供を認めない場合のキャッシュカード(普通預金)の取扱い】

(1)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の申込前に、既に発行されているキャッシュカード(普通預金)は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca のキャッシュカード機能を利用した以後、あるいは利用しない場合も当行所定の日に失効するものとします。この場合、利用者は速やかにキャッシュカード(普通預金)を適正に廃棄するものとします。

(2)当社がクレジットカード機能の提供を認めない場合、当行は道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca 申込の内容により、当行所定のキャッシュカード(普通預金)を発行するものとします。

17 【規定の適用】

本規定に特段の定めがない場合は、「普通預金規定」、「総合口座規定」、「キャッシュカード規定」、「IC キャッシュカード特約」、「デビットカード取引規定」、会員規約、「Kitaca に関する特約(道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca)」、その他各社の定める規定を適用するものとします。

18 【本規定の変更等】

(1)本規定の各条項、キャッシュカード機能、クレジットカード機能および Kitaca 機能は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。

①当行が変更内容を当行の店頭表示その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

②変更内容を当社から通知すること、もしくは新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当社から通知もしくは新規定を送付した際に定める相当期間を経過した日から適用され、利用者が道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を利用した時(以下「通知後のカード利用日」といいます。)に、その変更内容を承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。

以上
(2026 年 4 月改定)

株式会社北海道銀行 お問い合わせは、お取引店までお願いいたします。	道銀カード株式会社 〒060-0062 札幌市中央区南 2 条西 2 丁目 14 番地 TEL (011)241-1872(代)
--------------------------------------	---